わが国の大学評価システムの成果と課題

(公立大学協会 第1回 平成25年度 高等教育改革フォーラム 第2部)

- I. 国公私立の大学評価システム一認証評価と法人評価
- Ⅱ.大学評価システムの成果と課題一(1)2000年代
- Ⅲ. 大学評価システムの成果と課題一(2)2010年代
- Ⅳ. 認証評価の実施体制
- Ⅴ. むすび 大学評価システムの残された課題と公立大学

2013. 7. 30 メルパルク東京 5F(瑞雲)

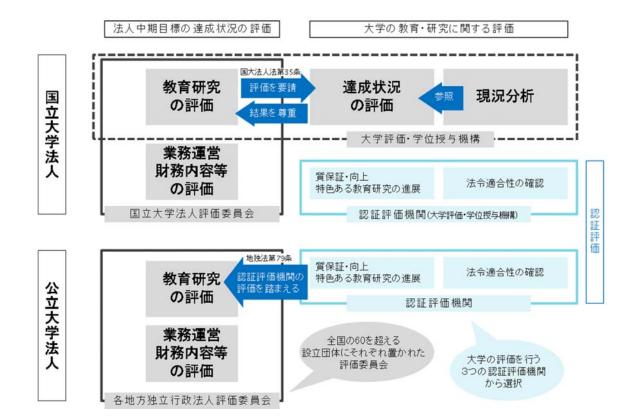
公立大学協会相談役 矢田俊文

2013/7/25

I. 国公私立大学の評価システム一認証評価と法人評価

	認証評価	法 人 評 価
国立大学法人	学校教育法第109条 (大学評価·学位授与機構)	国立大学法人法第9条 (国立大学評価委員会) 大学評価·学位授与機構
公立大学法人	学校教育法第109条 (大学評価·学位授与機構) (大学基準協会)	地方独立行政法人法 (地方独立行政法人評価委員会)
公立大学	学校教育法第109条	不 要
私立大学	学校教育法第109条 (大学基準協会) (日本高等教育評価機構)	不 要

1



資料1-1 大学と自己点検・評価および認証評価-学校教育法

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする

- ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下、「認証評価機関」)による評価(以下、「認証評価」)を受けるものとする。
- ③ 専門職大学院
- ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準(認証評価機関が定める)に従って行うものとする。

第110条 <mark>認証評価機関</mark>になろうとする者は、文部科学大臣が定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- ② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
 - 一、二、三、四、五、六
- ④ 認証評価機関は、<mark>認証評価</mark>を行ったときは、遅滞なく、その結果を<mark>大学に通知</mark>するとともに、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

3

資料1-2

国立大学法人の「法人評価」一国立大学法人法、 独立行政法人大学評価・学位授与機構法

国立大学法人法

第9条 文部科学省に、国立大学法人等に関する事務を処理させるため、国立大学法 人評価委員会を置く。

第35条 独立行政法人通則法の読み替え 同法32-34条

国立大学法人評価委員会の評価は、独立行政法人大学評価・学位授与機構に対し国立大学及び大学共同利用機関の教育研究の状況についての評価の実施を要請し、当該中期目標の期間における業務全体についての総合的な評定をして、行わなければならない。

『新しい「国立大学法人」像について』

「国立大学法人評価は、教育研究の特性や法人運営の自主性・自律性に配慮しつつ、 法人の継続的な質的向上を促進するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的と する。」(評価の目的)

「評価結果は、次期以降の中期目標・中期計画の検討に資するとともに<mark>運営交付金等の算定に反映</mark>させる。」(評価結果の反映)

「各法人等ごとに定める中期目標・中期計画(うち教育研究の状況)の達成状況(国立大学法人評価委員会が、各法人等ごとに定める教育研究組織の現況を含む)について評価を実施」(評価の方法)

大学評価•学位授与機構法

第16条 2. 国立大学法人評価委員会から評価の要請があった場合には、遅滞なくその 評価を行い、その結果を評価委員会及び当該評価の対象となった国立大学又は大 学共同利用機関に提供し、及び公表するものとする。

Б

資料1-3

公立大学の法人評価一地方独立行政法人法

- 第28条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度 年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
 - 2. 前項の評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年度における業務の実績全体について総合的な評定をして、行われなければならない。
 - 3. 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは遅滞なく、当該独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
 - 4. 設立団体の長に報告、公表の義務
 - 5. 議会報告の義務
- 第30条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の 期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
 - 2. 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、 及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績全体について総合的な評定をして、行われなければならない。
- 第79条 評価委員会が公立大学法人について第30条第1項の評価を行うに当たっては、学校教育法に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。

Ⅱ. 大学評価システムの成果と課題 (1) 2000年代

1. 評価の趣旨の曖昧さ 質保証か質向上か

2001 小泉内閣の骨太改革→「大学の構造改革の方針」(遠山プラン)

- ・ 国際的な大学教育の質保証一認証評価制度の導入(2002 学校教育法改正)
- ・ 大学にP-D-C-A サイクルの導入、改革の推進による質向上 2003 国立大学法人法、地方独立行政法人法一法人評価制度

ただし、学校教育法第109条 認証評価一大学の教育研究水準の向上に資する 認証評価一評価機構 適合判定 + 優れた点&改善を要する点 付記 基準協会 適合判定 + 長所として特記、一層の改善、勧告 質保証と質向上の2本立て

2. 同時性と重複性=類似性

→ 大学に煩雑感

国立大学法人評価=2008、 認証評価=2007, 09に集中 両評価同時並行して導入、かつ6年に1回と7年に1回 両評価とも教育研究項目に重点、かつ評価機構が評価担当

3. 詳細性─ 評価機構 基準11 基準項目36、観点99 初発性・未熟性 基準協会 基準15 評価項目123 評価の視点 259 「微に入り、細に入り」点検・評価→ 全部局・全分野のデータ収集

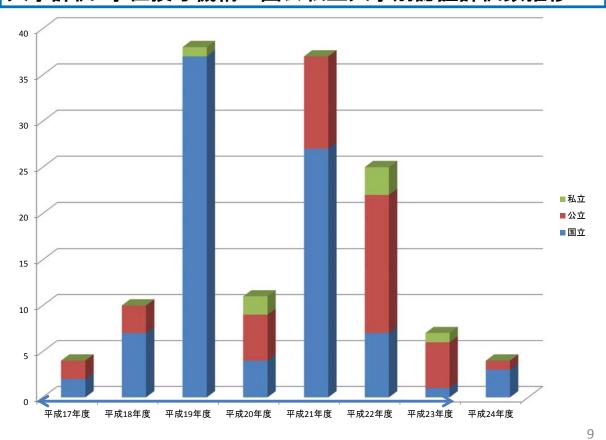
7

国公私立大学と認証評価および法人評価実績

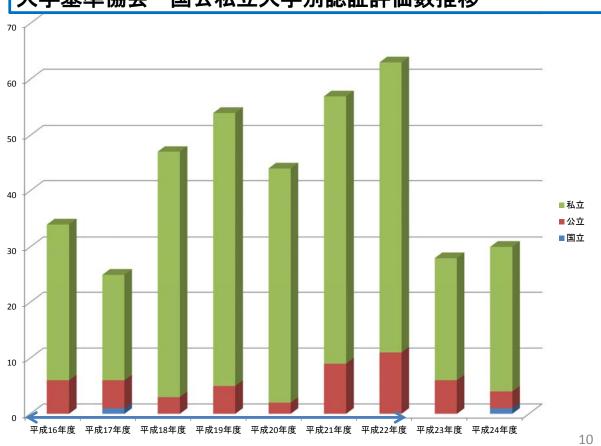
	国立大学法人	公立大学(法人)	学校法人(私立大学)
稼働大学数(学長数)	86	81	577
認証評価 終了(第1期)	86	81	577
大学評価·学位授与機構	85	40	7
大学基準協会	1	41	282
日本高等教育評価機構	_	(2)	288
認証評価 第2期 評価機構 H 24年度	3	1	0
第2期 基準協会 H 23,4年度	1	9	48
第2期 日本高等教育評価機構 H24	O	0	15
法人評価	国立大学法人法	地方独立行政法人法	不要
大学評価·学位授与機構	86	_	_
設立自治体	_	54	_

8

大学評価•学位授与機構一国公私立大学別認証評価数推移



大学基準協会一国公私立大学別認証評価数推移



公立大学アンケート―法人評価に関する課題等(自由記述) 抜粋

評価を受審したことによるメリット等

- ○学内の情報及び意識の共有ができた(5)
 - ・教職員が中期目標、中期計画を意識して、年間の教育・研究活動、地域貢献活動、大学管理運営等を計画的に進めてゆくことに対する意識を共有できるようになった。
 - •PDCAにより法人・大学の方向性、あり方が教職員に明確になる。
- ○学内の課題が明確になる(2)
 - ・法人評価において、全学及び各部局の目標及びそれを達成するための取組(実績・評価)について全学的な協議を経ることにより、課題などが明確になり、教育研究活動等の改善促進に向け、共通した認識を図る効果がある。
 - ・法人評価の実施により、進捗に遅れのある計画を把握し、業務改善や次年度の年度 計画作成に活用している。大学全体の情報の把握に役立っている。
- ●法人評価委員の評価(9)
 - ・評価委員の組織としての意見をまとめているが、<mark>個人的な専門分野における意見</mark>を取りまとめている傾向がある。
 - ・評価委員会のメンバーには、必ずしも大学の教育研究活動が理解されていない人が 含まれており、それらの人は短期間の成果を期待しすぎる。
 - 評価委員会で審議されなかった内容が報告書に意見として記載されることがある。

11

Ⅲ. 大学評価システムの成果と課題 (2) 2010年代

- 1. 自己評価・認証評価による効果一質の保証、改善促進効果一対象校アンケート 80% 教育研究活動等についての全般的把握、今後の課題把握、改善促進 将来計画策定に役立つ、マネジメントの改善促進 70-90%
- 2. 評価の重要性、教育研究活動改善の重要性―各教職員の意識・浸透に難 40-50%
- 3. (私見) 効果に著しい大学間格差→ 今後分析の要マンモス大学一形式的・表面的な評価一深い考察困難、学内の意識改革困難定員確保難、低偏差値大学一困難な課題直視、構造的の改革の展望なし中規模・中堅大学、とくに公立大学、実態把握・改善促進・教職員意識改革効果
- 4. 評価に費やした作業量膨大(自己評価書作成+評価活動)ー人数×時間 自己評価書作成作業量ーとても大きい62%、大きい31%ー対象校 認証評価活動(評価者)ーとても大きい31%、大きい34%
- 5、→P/C を高める。
 - ・学内情報の蓄積・公表、点検・評価者の養成、学習効果期待
 - ・評価項目の減少、項目の改善一機構、基準項目36→24、 協会、 評価項目123→45 機構 基準8 教育の内部質保証システム、 基準10 教育情報等の公表 協会 各基準に「検証」項目、基盤評価+達成度評価、基準10 内部質保証
 - ・評価報告書の簡素化──覧表形式のフォーマットの提案=公立大学協会 行政文書の壁、一次元文章主義

資料3-1 評価機構と基準協会の認証評価基準比較一第2期(2013-19、2012-18)

2013-	大学評価·学位授	与機構の大	学評価基準	2012-	大学基準協会の大学基準、原	点検·評価項目
			基本的な観点	基準	基盤評価 達成度評価	達成度評価
基準 1	大学の目的	1-1-①	大学の目的	1 理念・目的	①人材養成の目的・学則	①方向性明示・
		1-1-2	大学院の目的	大学および学部・学科	②理念と目的の設定	②適切性の検証
				研究科・専攻ごと	③周知•公表	一主体・組織・権限・手続き
基準 2	教育研究組織	2-1-①	学部・学科構成の適切性	2 教育研究組織		①目的に対応、適切に整備
	(実施体制)	2-1-②	教養教育体制整備の適切性			②適切性の検証
		2-1-③	研究科・専攻の構成の適切性			
		2-1-4	別科・専攻科の構成の適切性			
		2-1-⑤	附属施設・センターの適切な機能			
		2-2-①	教授会等の活動、教務委員会			
基準 3	教員及び	3-1-①	教員組織編制一役割•連携•責任	3 教員・教員組織	①採用・昇格基準・法令適合 教員組織の整備	①教員組織の編制方針
	教育支援者	3-1-②	学士課程一専任教員の配置		②役割分担、責任所在	②方針と実態の適合性
		3-1-③	大学院課程一指導教員の配置		③専任教員数法令適合	③募集・採用・昇格基準
		3-1-4	教員組織活性化のための措置			手続き、明文化、透明性
		3-2-①	採用基準、昇格基準、能力評価			③教員の資質向上・研修
		3-2-②	教員の活動評価			④教育研究活動評価
		3-3-①	事務、技術、TA等補助者の配置			⑤教員組織の適切性検証
基準 4	学生の受入れ	4-1-①	アドミッションポリシー	5. 学生の受入れ	①受入れ方針(学部・研究 科)	①受入方針と選抜の整合性
		4-1-2	学生の受け入れ方法		②受入方針公表	②学生受け入れの <mark>適切性</mark>
		4-1-3	入学者選抜の適切な実施		③募集•選抜方法公正•適性	の検証
		4-1-4	同上の検証と改善		④学士入学者比率	
		4-2-①	定員と実入学者		⑤編入学比率	
					⑥在籍学生比率	13

資料3-2 評価機構と基準協会の認証評価基準比較-第2期(2013-18、2012-17)

2013-	大学評価•学位授-	与機構の大	学評価基準	2012-	大学基準協会の大学基準、原	点検∙評価項目
			基本的な観点		基盤評価 達成度評価	達成度評価
基準(5 教育内容、方法	5-1-①	教育課程の体系的編成 カリキュラムポリシー	4教育内容·方法·成果	①学位授与方針	①授与方針と編成方針の連 関
		5-1-②	教育課程の体系的編成	成果•実施方針	②教育課程の編成·実施方 針 教育内容	②教育目標、授与方針。
	(大学院課程	5-1-③	学生のニーズ、学術、社会の要請	(1)教育目標、学位授与	③授与・編成方針の周知・公 表	編成方針の検証
	5-4, 5, 6, 7)	5-2-①	授業形態のバランス	方針、教育課程の編成		
		5-2-2	単位の実質化への配慮	(2)教育課程·教育内容	①学士・幅広く深い教養	①教育課程と内容の適切性
		5-2-3	シラバスの作成・活用		②大学院・コースとリサーチ	②適切性の検証
		5-2-4	学力不足者への配慮、		③専門職 理論と実務	
		5-2-56	夜間学生への配慮、通信教育	(3)教育方法	①目標にあった授業形態 教育方法	①適切な教育方法
		5-3-①	ディプロマポリシー		0 1 - 11111	②シラバスに基づいた授業
		5-3-2	成績評価基準、単位認定		③大学院 学位論文作成指 導	③内容。方法の検証
		5-3-3	成績評価の客観性担保措置		④シラバス	
		5-3-4	卒業認定の適切性		⑤趣旨に沿った単位設定	
基準(6 学習成果	6-1-①	単位修得、進級、論文から効果		⑥既修得単位認定基準	
		6-1-2	学生満足度、意見聴取から成果	(4)*L++++	⑦組織的な研修・研究	○★田松神田≫ 제 卉
		6-2-① 6-2-②	就職、進路等からのみた成果 就職先等関係者からみた成果	(4)教育成果	O 1 11 10 1 D411 111	①成果指標開発·測定 ②学位授与手続明文化
基準	7 施設・設備及び	7-1-(1)	N・城元寺関係石からみに以来 整備と有効活用、バリアフリー	6 学生支援	O	②字位按与于杭明文化 ①修学·生活·進路支援方針
本午 .	/ 記設・設備及び 学生支援	7-1-①	ICT環境整備・有効活用	0 子工又版	サイソノル以又版	②修学・生活・進路支援体制
	子生又抜					3 IF 1 — III I— III III II II I
		7-1-③ 7-1-①	図書館の整備、資料有効活用	7.数本环灾生理性		③学生支援の検証
		7-1-① 7-2-①	自主的学習環境整備 授業科目、専門専攻 ガイダンス	7教育研究等環境		①教育研究整備方針 ②施設・設備、機器・備品
		7-2-① 7-2-②	授業科日、専門専攻 カイダンス 学習支援、特別支援(学習)			②施設·設備、機器·偏品 ③教育研究整備検証
		7-2-3	子首又抜、符別又抜(子首) 通信教育·教育相談		4 専任教員研究費	少 教育研九定開 <mark>快証</mark>
		7-2-3 7-2-3	世間教育・教育性談サークル等課外活動支援		⑤ 專任教員研究室	14
		, 2 0	/ /// 寸卧川//1割入//		シャルかれりルエ	

資料3-3 評価機構と基準協会の認証評価基準比較-第2期(2013-19、2012-18)

2013-	大学評価·学位授与	機構の大き	学評価基準	2012-	大学基準協:	会の大学基準、	点検·評価項	
			基本的な観点		基盤評価	西	達成度	評価
		7-2-⑤	生活支援体制、特別支援(生活)	8 社会連携・			①社会連携	•貢献方針
		7-2-6	経済支援	社会貢献			2社会連携	•貢献推進
基準 8	教育の内部	8-1-①	教育の質改善・向上体制整備				3社会連携	
	質保証システム	8-1-2	教職員・学生の意見聴取・改善へ	9 管理運営・財務	①学長等管理	理職·教授会	1)管理運営	方針
		8-1-③	学外者の意見聴取	(1)管理運営		権限明確	②規程・規則	小整備、運営
		8-2-(1)	FDへの組織的取組		②事務組織・	·職員配置	3事務職員	の研修
		8-2-2	支援者・補助者への研修				4 管理運営	の検証
基準9	時勢基盤及び	9-1-1	資産、経常収入、収支計画、・状	況 (2)財務	①財務監査	体制•実施	①予算配分	·執行、監査 <mark>検証</mark>
	管理運営	-6	資源配分、財務諸表、監査等	10 内部質保証	①自己・点検	評価の実施	①内部質保	証システム整備
		9-2-①	管理組織、事務組織の適切性		②情報公開、	. 説明責任		
		9-2-2	構成員、学外者のニーズの把握					
		9-2-3	監事	第1期→第2期	評価	機構	基準	協会
		9-2-④	職員の研修		基準	11→10	基準	15→ 10
		9-3-①	データ資料収集・蓄積		基準項目	36→24	評価項目	123→ 45
		9-3-2	外部の評価		観点	99→31	評価の視点	259→108
		9-3-3	フィードバック					
基準10	教育情報の公表	10-1-①	目的の公表・周知					
基準10	教育情報の公表	10-1-① 10-1-②	目的の公表・周知 3ポリシーの公表					

15

大学改革実行プラン(2012.6)

評価制度の抜本改革(1)評価を通じた質の保証・向上の促進

【現状】

現在の認証評価は、法令適合性など最低基準の確認が中心。

- ・ 機能別分化に対応し、強み・特色を伸ばす多様な評価への転換。
- 高い水準で教育研究を行う大学を適切に評価し発信すること。
- ・ 認証評価を通じて学習成果の把握・検証を促進すること。

【施策】

①機能別評価の導入 ~多様な大学の状況に応じた評価へ~

大学の多様性に対応した評価を行うため、最低限の質保証のための評価を簡素化し、特定の教育研究活動(国際的な教育活動、教養教育、地域貢献等)に重点を置いた評価を実施。

⇒新たな評価の類型として、特定の教育研究活動に重点を置いた評価を位置付け。

②大学の強みを伸ばす客観的評価指標の開発

大学の強みや特徴を明らかにし、大学間や専門分野間で比較可能で、客観的な指標を開発。

- ⇒各大学における機能強化等の達成目標、大学関係予算の採択・配分、機能別評価の評価指標として 活用。
- ③学習成果を重視した評価 ~インプット中心から、プロセス・アウトカムを重視した評価へ~ 教育目的や教員数など、教育研究環境を中心とした評価から、教育研究活動の状況や教育研究の成果、 成果把握とそれによる改善を中心とした評価への発展を促進させる。
- ⇒認証評価機関が教育研究成果の評価に対応できるよう、実態把握の手法を開発するとともに、 共通の評価内容として教育研究成果を位置付け。

評価制度の抜本改革(2)評価の効率化

【現状】

大学は、複数の評価に対応しており、評価疲れなどの指摘。

・情報公表や評価制度間の連携を図ることにより、評価業務の効率化を図ること。

【施策】

①「大学ポートレート」の活用(※ 平成24年度から先行実施、平成26年度から本格実施) 「大学ポートレート」等を用いて、積極的に情報公表に取り組む大学については、認証評価機関の判断により 評価を簡素化できるようにする。⇒認証評価を簡素化するための要件や共通的な仕組みを規定。

②認証評価と国立大学法人評価の一体的実施

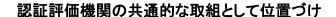
国立大学法人の中期目標の達成状況の評価にあたり、認証評価と一体的に実施し、その結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

⇒国立大学法人評価において、認証評価の結果を活用するなど、評価業務の効率化を図る。

評価制度の抜本改革(3)社会との関係の強化

【ピアレビューを前提としながら、幅広い関係者の声を反映する仕組み】

- 認証評価において、高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の意見を聞く
- 認証評価機関が、活動状況を積極的に社会へ公表する
- 評価制度の不断の改善のための調査研究の実施



17

Ⅳ. 認証評価の実施体制 (1)大学評価・学位授与機構

大学機関別認証評価委員会 27 委員長 吉川弘之、副 佐藤東洋士 H24,25 国立大学関係 11 吉川、一井、尾池、大塚、梶谷、川嶋、下条、郷、前田、柳沢、山本公立大学関係 8 稲垣、荻上、金川、小間、児玉、鈴木(典)、中島(富)、矢田、

私立大学関係 2 佐藤、飯野、マルクス

機構委員 3 河野、鈴木(賢)、土屋 その他 3 福田、片山、斉藤

評価委員会 3月 評価結果確定、公表



評価部会 1-5部会 対象大学 国立 18、公立3 計 21、各部会4-5 部会の構成 委員4-5(機構委員含む)、専門委員(6-10、対象大学対応) 各部会に部会長、各大学担当主査

評価機構職員 各大学に1名づつ担当

部会開催 3回、6,8,12月 運営小委員会(部会長会議 3回) 8,12,3 月

評価スケジュール

対象大学 6.31 大学機関別認証評価・自己評価書提出 評価委員 研修(6月、部会)、書面評価作業(7.1-7末 主査責任)→第2回部会(8月) 訪問調査(10-12月)、部会(12月)、評価結果案提示(1月)-意見 運営小委員会、評価結果案修正

(2)認証評価の実施体制一大学基準協会

大学評価委員会 31 H25,26

国立大学関係 9 東北、筑波、東工、東京医科歯科、千葉、京都、大阪、広島、九州

公立大学関係 3 札幌医、首都、愛媛医療

私立大学関係 13 早稲田、慶応、明治、法政、立教、北里、東京女子、工学院、関西、 関学、同志社、金沢工、東京女子医

協会(特別) 1、その他 5 読売、NTT、都立高、ZEROX、会計士

評価委員会正副委員長、幹事会 委員長案作成(11月)

大学評価委員会(第2回、委員長案の検討) 委員会案→申請大学へ送付(12月)

大学評価委員会(第3回大学の意見参考に最終案作成、2月)→理事会承認



評価分科会 1-30群 対象大学 国立1、公立3、私立26 計 30

分科会の構成 委員4-11(1大学-1分科会)、各分科に主査

基準協会職員 各分科会に2名づつ担当、分科会開催 2回、5,8月

評価スケジュール

申請大学 4月上旬 評価関資料提出

評価委員 研修(5月)、委員評価所見作成(5下旬-7月上旬、委員で基準分担、重複)→ 分科会(2回、7月下旬-8月、報告書案作成)、大学に送付(9月)

実地調査(9月下旬-10月)、分科会報告書完成(9月下旬-10月)

特徴 ①評価委員会幹事会中心、②分科会一会員大学推薦の一般教員から選考、経験長い

③分科会評価担当、主査を除き報告書案まで関与、④大学間調整一協会幹部職員中心19

(3) 両評価機関の評価方法比較と課題

大学評価・学位授与機構の評価方法の特徴

大学見解への追随傾向=エビデンス重視、コピペの弊、現地感覚に迎合

1)評価部会中心

- 誰と会い、何を見、聞いたか
- ②部会委員一新旧学長クラス+専門分野教員
- ③機構教員が全部会配置、調整役
- 4機構職員 国立大学から出向
- 5評価報告書一主査責任執筆

自己評価書のcopy & paste + 添付資料のcheck・追加 訪問調査後原案修正

優れた点、改善を要する点、部会委員、機構教員加筆・修正

大学基準協会の評価方法の特徴 評価者の主観主義=大学観の押しつけ 事務当局の机上主義=現場感覚の欠落、マンモス私大が評価者の中心

- ①評価委員会幹事会中心
- ②分科会一会員大学推薦の一般教員から選考、経験長い
- ③分科会評価担当、主査を除き報告書案まで関与
- 4 大学間調整一協会幹部職員中心
- ⑤評価報告書一主査責任執筆+分科会委員担当執筆 自己評価書、添付資料を参考に担当分野書き下ろし、主査まとめ 実地調査後原案修正、長所・一層の改善・勧告事項加筆
- ⑥幹事会―大学間平準化視点で修正→評価委員会審議

Ⅳ. むすび 大学評価システムの残された課題と公立大学

- 1. 国立大学法人の法人評価と認証評価の重複性の解消
 - → 7年周期の認証評価を6年周期に変える 法人評価の教育研究活動の状況評価を認証評価に代替する 法人評価―中期目標・中期計画の工程管理に限定 地独法79条の実質化
- 2. 公立大学法人評価の多様性・不安定性の克服
 - → 公立大学協会で「法人評価」モデル作成・提示
- 3. 学位授与機構と基準協会の評価基準の検討一公立大学視点の導入
 - →Ex 自治体の教育振興基本計画への位置づけの明示 一法人複数大学のガヴァナンス、法人経営と大学経営 公立大学法人と設立自治体のトップ間のcommunication 自治体職員と法人職員の配置計画および研修の記述 長期設備計画の有無の記述
- 4. 学位授与機構と基準協会の<mark>評価方法改善への提言</mark> 「公平性の担保」と「大学の立地、歴史、地域の文化的文脈」の切り捨て 「文部省路線」の押しつけ一単位の実質化の形式的拘泥、独創性への警戒
- 5. 両評価機関への評価委員の推薦一基準協会への新旧学長クラスの参入

21

│法人評価と認証評価の交錯の解消対策──国立と公立の落差

	国立大学法人	公立大学法人
評価委員会	全ての国立大学法人に共通(1つ)。	法人設立団体ごとに存在(60以上)。
業務運営に関す る評価	法人評価委員会が行う。	法人評価委員会が行う。
教育研究に関す る評価(年度)	全体的な状況についての総括的な記載のみ	評価委員会によって異なる。 細かな進捗状況の評価まで行われる場合もある。※平成22年度調査
教育研究に関す る評価(中期目標 期間)	大学評価学位授与機構に要請し、その 結果を尊重する(国立大学法人法第35 条)	認証評価機関の教育・研究評価を踏まえる(地独法79条) 実際の取り扱いは、評価委員会によっ て異なることが予想される。
暫定評価(中間 評価、中間総括)	第2期は実施しない	評価委員会によって異なる。 国立大学法人評価の改革を受けて、暫 定評価の廃止を検討している事例はほ とんどない。※ただし九州・沖縄地区 協議会調べ
法人評価の改善	大学評価・学位授与機構の <mark>国立大学教育研究評価委員会で検討</mark>	各設立団体での検討が始まったことを 示す情報は把握できていない。
認証評価との共 同実施の検討	「国立大学法人評価に係る教育研究評価に関する研究会」において、3つの認証評価機関が検討	各設立団体での検討が始まったことを 示す情報は把握できていない。 公立大学協会で検討。

最後に一言

大学評価制度に内在する矛盾―その中で葛藤・呻吟する大学人

質保証一大学として最低限の基準に「適合」すること一そのための「評価」

高等教育サービス享受者としての「学生」および国民の権利の保証 高等教育サービス供給者の義務履行の強制一国家の規制 国際的な大学の質保証

- →義務履行できないプレーヤーの「指導」、「排除」を不可欠とする
- →評価組織・評価者の軟弱性の排除、断固とした権力の執行

質の向上一大学の研究教育の自由を基礎にした発展・創造

高等教育サービス供給者の自己責任 高等教育サービス享受者の自由な選択 国際舞台で戦える日本の大学

- →国・自治体等の教育研究の自由への介入の抑制
- →評価組織・評価者の学術・文化の尊重、懐の深さ、優しさの必要

認証評価機関、法人評価委員会、個々の評価者は普段の学習と自己研鑽を大学人は、わがまま(selfish)の抑制とわがまま(have my way)の堅持を

大学経営哲学

「国の大学政策で是認できることは強力に実施し、逆に、疑問に思えることは適当に聞き流し、なお、自らの発想で必要と思うことは『自在』に」実行すること」(文献1)

23

参考文献

- 1. 矢田俊文『北九州市立大学改革物語』 九州大学出版会 2010
- 2. 矢田俊文「わが国の大学評価システムの成果と課題」 『大学評価研究』第10号 2011.8
- 3. 奥野武俊・中田晃「公立大学の特徴と認証評価に対する課題」 『大学評価研究』第12号 2013.6
- 4. 『進化する大学機関別認証評価』 大学評価・学位授与機構 2013.3

私の評価経験

- 1. 被評価経験—北九州市立大学学長 2009年度 大学評価学位·授与機構 大学機関別認証評価、 2005-11年度 北九州市立大学法人評価委員会 法人評価
- 2. 国立大学法人評価 2008年度一東京学芸大学、京都教育大学、愛知教育大学
- 3. 大学評価学位•授与機構

評議員(2011-12年度)、評価委員(2012-13年度)

大学機関別認証評価

2010年度一愛知県立芸術大学(主査)、静岡芸術文化大学 2011年度一県立広島大学(主査)、山梨県立大学

4. 大学基準協会

評議員(2005-10)、理事(2007-10)、副会長(2010)、 評価委員(2011-12)

2011年度一青森公立大学(主査)

2012年度一高知工科大学(主査)